

墓地使用者を募集します



申込み受付期間

5月9日(月)～27日(金)

※受付時間 8:30～17:15

※土・日曜日を除く

墓地の使用を希望される人は、申込み受付期間内に、申込者の印鑑を持って役場都市計画課までお越しください。
※混雑時は受付場所を変更する場合があります

申込者の資格・条件

※以下の項目をすべて満たしている人

- 本町に引続き3か月以上住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている人
- 現在、以下の条件に当たる焼骨を有している人、または県外に墓地を有し、その墓地の改葬を希望する人（3親等以内の血族、配偶者、2親等以内の姻族、養父、養母、養子または養女のいずれか）
- 2年以内に墓石または墓標等を建立することができる人
- 町県民税等に滞納がない人

※墓地の使用許可は、1世帯につき1区画に限ります

使用期間

墓地の使用期間は、使用許可を受けた日の翌日から30年間です。30年毎に町長の承認を得て、使用期間を更新することになります。（使用料を再度納付していただく必要はありません）

公募する墓地の種類

区 分	区画のタイプ	区画数
普通墓地	2㎡タイプ	215
	3㎡タイプ	149
芝生墓地	4㎡タイプ	103

墓地使用料・管理料

区 分	区画のタイプ	使用料の額	管理料の年額
普通墓地	2㎡タイプ	38万1,000円	3,150円
	3㎡タイプ	48万3,000円	4,200円
芝生墓地	4㎡タイプ	62万8,000円	8,400円

※使用料は、墓地の使用許可時に納付していただきます（1回限り）

※管理料は、施設の維持管理等の経費として、毎年納付していただきます

※使用者が町内在住で、一定の条件を満たしている場合は、墓地管理料が減免される制度があります

墓標等設置基準

- 普通墓地・芝生墓地 共通基準 -

- ・設置できる墓標は1基
- ・境界ブロックの取り外し、移動不可
- ・墓標の向きは全て一定
- ・墓標への家名表示は原則、使用者の姓

※その他、墓地の種類ごとに設置基準がありますので、役場都市計画課または町ホームページでご確認ください

<http://www.town.taketoyo.lg.jp>

使用許可

選考結果通知により、使用許可申請が可能となった人は、指定期日までに「使用許可申請書」と以下の必要書類を提出してください。

- 住民票の写し(申請者)
 - 埋蔵する焼骨と申請者との関係を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または、これに準ずる書類
 - 火葬許可証、改葬許可証または、これに準ずる書類
 - 納税証明書(申請者)
 - その他町長が必要と認める書類
- ※区画位置は使用者決定後、抽選により決定
※墓標等設置前に、必ず使用可能区域の計測を行ってください

手続きの流れ

① 公募申請受付期間 **5/9～27**

注) 申込者が公募の墓地数を越えた場合は抽選により決定します **(5/29)**

② 使用選考結果通知

③ 使用許可申請受付期間 **6/1～10**

〈使用者の決定〉

④ 区画位置の抽選 **6/12**

⑤ 使用料納付 **6月下旬**

⑥ 使用許可証交付 **7月上旬**

⑦ 管理料納付

⑧ 使用開始 **7月上旬**